解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

宮崎市東大宮四丁目一番一一号

株式会社グランツ

代表清算人　小川不二郎

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

宮崎市吉村町北原甲一四三五番地一一

合同会社ハッピーもも

清算人　吉田　明夫

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

宮崎市村角町天神田一七八一番地五

有限会社荒武製缶工業

清算人　荒武ますみ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

鹿児島県霧島市隼人町見次一八六四番地二

一般社団法人姶良・霧島を元気にする会

代表清算人　田代　雅孝

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十八日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年三月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北海道恵庭市恵み野北三丁目一番一

医療法人社団恵み野内科循環器クリニック

清算人　鎌田あすむ

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十八日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

千葉県長生郡一宮町一宮三〇一四番地

医療法人社団鼎仁会

清算人　藤島　千春

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、令和八年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

滋賀県草津市野村八丁目三番一〇号

医療法人コス小児科

清算人　笠井　康史

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十一開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

大分県豊後大野市清川町臼尾四一三番地四

農事組合法人いわど

清算人　野口　重徳

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月二十五日沖縄県豊見城市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

沖縄県豊見城市字与根五〇番地二一三

ルーツ・メディカルビル三―五

豊見城市与根西部土地区画整理組合

代表清算人　上原　勉

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月二十三日札幌市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

札幌市中央区南八条西三丁目一番地二

ＫＮビルマンション敷地売却組合

清算人　齋藤　工

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

東京都練馬区東大泉一丁目三七番一三号

医療法人社団地精会

清算人　金杉　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和五年十二月十一日開催の責任役員会の決議により、令和八年三月二十三日神奈川県知事の認証を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

神奈川県秦野市堀西九九四番地

宗教法人大至善教界

清算人　神野まみ江

解散公告（第三回）

宗教法人光照寺は解散することになりましたので、債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

福井県福井市味見河内町二三号四二番地

宗教法人光照寺

代表清算人　土屋　宗尭

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十六日開催の責任役員会の決議並びに香川県知事の認可により令和八年三月十三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

香川県丸亀市幸町二丁目六番二八号

カトリック・スペイン外国宣教会

清算人　齊藤　信也

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

北九州市小倉南区守恒本町一丁目一二番一一号　医療法人守恒レディースクリニック

清算人　吉村　誠

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月十日佐賀地方裁判所唐津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十四日

佐賀県唐津市南城内一番一号　大手口センタービル四階四〇五号室　稲津高大法律事務所

宗教法人瑞巌寺

清算人　弁護士　岩城　直明